

改正労働者派遣法とは

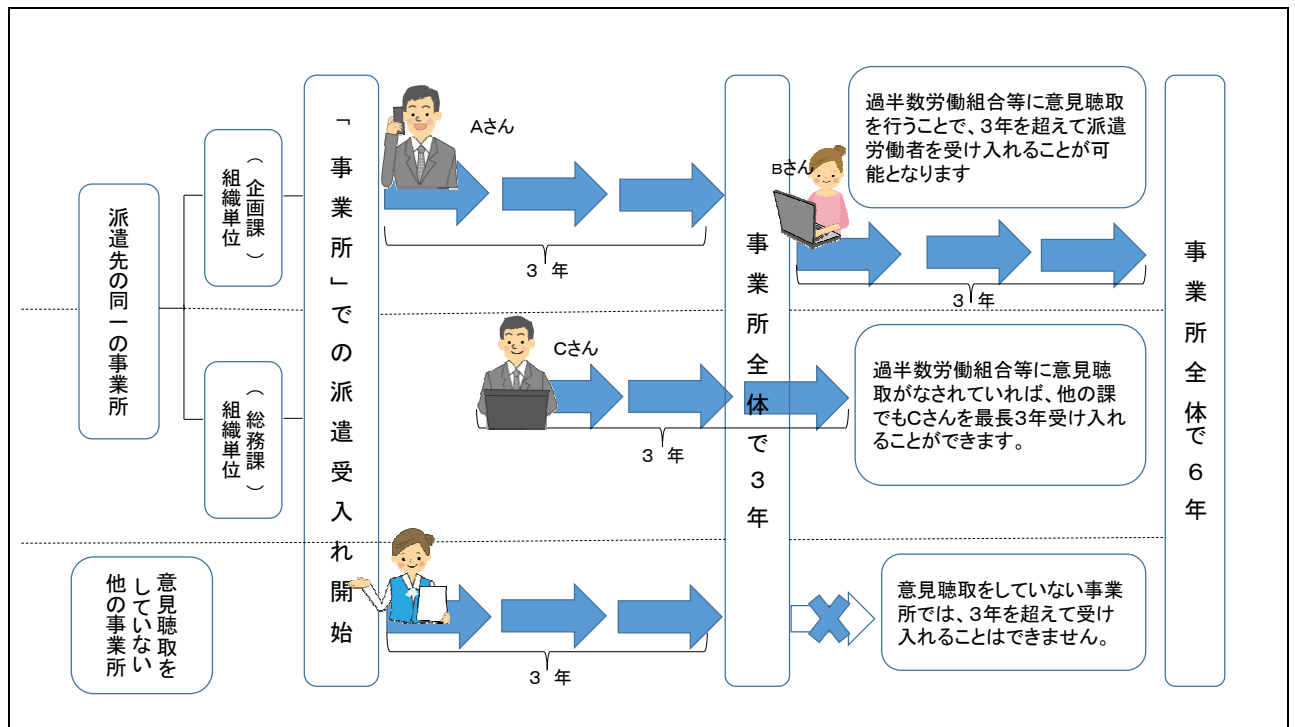
① 許可制への一本化

これまで派遣事業は届出制の特定労働者派遣事業と許可制の一般労働者派遣事業の2種類でしたが、その区別がなくなり、**新たな基準に基づく許可制**に統一されます。

すでに新しい法律は始まっています。『急に言われても無理がある』ということで経過措置が設けられています。つまり『平成30年9月29日までは許可がなくても事業を営んでもいいですよ』としたのです。詳細は下記の許可基準適正簡易診断シートにてご確認ください

② 期間制限の見直し

いわゆる期間無制限の「26業務」がなくなりました。かわってすべての業務で次の二つの期間制限が適用されます。



●事業所単位の期間制限

- ・ 同一派遣先事業所に対し派遣できる期間は原則3年
※3年を超えて受け入れる場合は過半数労働組合等から意見を聞く必要があります。

●派遣労働者個人単位の期間制限

- ・ 同一派遣労働者を派遣先の事業所の同一部署に対し派遣できる期間は3年
※例えば経営企画課で3年、そのあと庶務課で3年はOKということです。

(例) 派遣労働者AさんがB会社の営業企画課に派遣され、3年が経ちました。B会社はAさんを気に入り、過半数労働者代表の意見を聞き、派遣の延長を行い、Aさんは再びB会社の庶務課に派遣されました。

つぎのような人に期間制限はありません！！

- ・ 派遣元事業主に無期雇用されている
- ・ 60歳以上
- ・ 終期が明確な有期プロジェクト業務
- ・ 勤務日数が少ない（1か月の勤務日数が通常の労働者の半分以下かつ10日以下）
- ・ 産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務に就く

ここに注意！

クーリング期間

事業所単位であっても個人単位であっても派遣の終了後に再び派遣する場合に開始までの期間が3か月を超えない場合は労働者派遣が継続しているものとみなされます。ただしクーリング期間を空けて再び派遣することもキャリアアップの観点から望ましくありません。延長手続きを回避することを目的としてクーリング期間を空けることは指導等の対象となります。

③ 雇用安定措置の義務化

派遣元事業主は同じ組織単位に継続して1年以上派遣される見込みがある場合には派遣労働者の派遣終了後の雇用を継続させるための次の措置を講ずることが必要です。

1. 派遣先への直接雇用の依頼
2. 新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）
3. 派遣元事業主による無期雇用
4. その他雇用の安定を図るために必要な措置

●対象者

対象者	派遣元事業主の責務と内容
同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある	1～4のいずれかの措置を講じる 義務
同一の組織単位に継続して1年以上3年間未満派遣される見込みがある	1～4のいずれかの措置を講じる 努力義務
派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上	2～4のいずれかの措置を講じる 努力義務

ここに注意！

実施した雇用安定措置の内容について派遣元管理台帳に記載が必要

④ 派遣労働者のキャリアアップ推進を法令化

派遣元事業主は雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため

- ・ 段階的かつ体系的な教育訓練
 - ・ 希望者に対するキャリア・コンサルティング
- を実施する義務があります。

⑤ 派遣労働者の派遣先の労働者との均衡待遇の推進

1. 派遣元事業主が講ずべき措置

- ・ 派遣先での同種の業務に労働者との均衡を考慮した賃金の決定等を行うよう配慮する義務があります。(改正前も同じです。)
- ・ 派遣労働者が希望する場合には待遇等について本人に説明する義務があります。
- ・ 無期雇用、有期雇用の通勤手当の相違が不合理なものであってはなりません。

2. 派遣先が講ずべき措置

- ・ 適切な賃金に決定できるよう必要な情報を提供するよう配慮しなければなりません。
- ・ 教育訓練を行う場合、派遣労働者に対しても原則実施するよう配慮しなければなりません。
- ・ 福利厚生施設については派遣労働者に対しても利用の機会を与えるよう配慮しなければなりません。(給食施設・休憩室・更衣室)
- ・ 派遣料金の額の決定にあたっては、派遣先で同種の業務に従事する労働者の賃金水準と均衡を図られたものとなるよう努めなければなりません。

⑥ 労働契約申込みみなし制度

派遣先が次に掲げる違法派遣を受け入れた場合、その時点で派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込をしたものとみなします。

- ・ 労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ・ 無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ・ 期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合
- ・ いわゆる偽装請負の場合

